

東洋學報

第拾參卷第一號

大正十二年四月

慈覺大師の入唐紀行に就いて(第四回)

岡田正之

第四 三國關聯の史實

三國關聯の史實といふのは我が日本と唐と百濟又は新羅との三國の間に關係を持つた史的事實をいふのである。大師の巡禮記には此の種の史實に觸れたものも尠くない。今其の重なるものを擧ぐれば左の通である。

- (一) 百濟滅亡の時其の遺臣が唐の捕虜を我が邦に送つた事。
 - (二) 我が邦と唐とに關係を有した新羅の重臣張寶高の事。
- 第一 百濟滅亡の時其の遺臣が唐の捕虜を我が邦に送つた事。大師は開成五年三月十五日に萊州府城に着き、十六日に府城を出發し、沿道で目撃した事を叙して、

西北行十五里。路邊有王府君墓石上鐫誌。久經歲月誌石倒地。傍北海浦行廿餘里。到壹村法雲寺宿。知館人丁事臺館本是佛寺向後爲館。時人喚之爲伴臺館。

〔案〕壹村の壹は臺の字の誤寫であらう。佛書刊行會本には「壹或臺字壹臺屢誤」と注してあるのは其の當を得てゐる。戰村といふ處に戰濟館があつたやうに、此の事は巡禮記の是年三月十三日の件臺館の在つた處から考へれば臺村であつたらうと思はれる。又知館人である上文には其の館名の見ゆるのが例である。例へば「到招賢館宿。知館人高怒怒恐らくは怒の字の誤。在館中住。」○是年二月と廿五日の條とある。此處も知館人の上に館名あるべき筈であるやうに思はれるが、或は法雲寺は廢たれて館となつてゐたのを館名を擧げずして、舊の寺名を書いたものであるかも知れぬ。又知館人の下の字は字體明でない、今の字にも今の字にも、了の字にも見える。池田本は今に作り、佛書刊行會本は了に作つてゐる。四明餘霞本佛書刊行會本竝に事の字を上につけ、一は今事と讀み、一は了事と讀んでゐるが、前者は語を成さず、後者も妥當ではない。余の私見では、不明の字は、云此の二字を寫し誤りて一字の如くしたものであるまいかと思ふ。さすれば、知館人云フ、此ノ事臺館ハ本ト是レ佛寺ナリ、向後館ト爲ルと讀み、事臺館云云を知館人の談を記したものとしたりが穩當であるやうに思はれる。事臺と名づけた譯は判然せぬが、件の字も事の義あり、既に件臺館といふ處から見れば、事臺館と謂つたものであるやうである。

館前有二塔。一高二丈、五層鑄石構作。一高一丈、鑄鐵作之、有七層。其鏤文○鏤碑相通ず、鏤字用ふ。云、王行則者、奉勅征件東蕃、沒洛洛。同船一百餘人、俱被賊擒、送之倭國。一身迹、竄有

遇還歸。麟德二年九月十五日○十池田本廿造此寶塔云々。

大師の此の鐵塔の記事は三國に關聯した史實である。鐵塔に就いては、先づ其の所在地、建設の年代殊に文章の形式内容を考查せなければならぬ。

鐵塔は臺村の法雲寺の境内に在つたものであらう。臺村は孰れの縣に屬してゐたか詳でないが、巡禮記に據れば、萊州府より西北三十五里の處に在つたことは明である。萊州府志を検するに、法雲寺在掖縣西五十里、太定年○元の英宗、泰定なるべし重修」とある。此の法雲寺が唐代の法雲寺の重修とすれば、或は臺村は掖縣の屬邑であつたかも知れぬ。兎に角、鐵塔は今の山東省の萊州府より西北の方三十五里の先に在つたことは確實である。建設の年代は麟德二年とあれば、我が紀元一千三百二十五年即ち天智天皇の即位四年乙丑の年である。大師の目親した承和七年唐開成五年はそれよりは百七十六年の後に當つてゐる。鐵塔は何れの時代まで存してゐたかは分らぬ。山左金石志、正續金石粹編、其の他の金石の諸書に見えず、地誌の類にも載せられてゐない。或は宋元の頃に亡くなつたものであらう。

鐵塔の文章は頗る拙劣で、而かも、件東蕃とか、没落とかいふ用語が、日本人めきた處もあるやに思はれ、或は大師が碑文の大意を摘みて書いたものであるまいかとの疑を抱く人もあらう。併し大師の文に「碑文云」と書き始め、「造此寶塔云」に終るを見れば、大師は原文の儘を書き抜いたものであるに相違ない。件の字も唐代の官府文に慣用されてゐる。試みに一二の例を掲げよう。

祠部牒上都章敬寺 新羅僧法清

右請准格所在隨緣頭陀

牒得前件僧狀併本心入道志樂頭陀略下

先在青寧郷赤山寺院日本國船上抛却僧三人

行者一人、

右件僧等先申州申使訖略中 伏請處分牒件狀如前謹帖略下

勅内庄宅使牒

萬年縣澁川郷陳村安國寺金經 □壹所計估價錢

壹伯參拾捌貫伍伯壹 □文略中

牒前件庄准勅出賣略下

第一は元和二年(平城天皇大同二年一四六七)の祠部の牒、第二は開成四年(承和六年一四九
九)の文登縣の帖、竝に巡禮記に見え、第三は大中五年(文德天皇仁壽元年一五一二)の牒で、金石
粹編に載せられてある。唐代の略曆の末に「右件曆日具注勘過など書いたものもある。」「件
僧」「件庄」「件曆日」「前件僧」「牒件狀」の件は、我が邦で使ふ「クダシ」と同一で、前にある事物又は前に
述べた人物を指した辭である。此の鐵塔の文に「件東蕃」とあるのも、かねがね言ふ所の東蕃

の意で、當時に在つてはそれで通じたものであらう。それとも鐵塔に題字があり、その題字の中に東蕃の名が見えてゐるから、それを指したものであるかも知れぬ。孰れにしても唐代の慣用字である。沒落の語も唐代の用語である。唐の長孫無忌が勅を奉じて撰んだ唐律疏義に、

詐復除者謂課役俱免。即如太原元從給復終身、沒落外蕃投化、給復十年、放賤爲良、給復三年之類。

とあり、元の王元亮の釋文に、沒落謂中華人沒落蕃中、投化謂外蕃人投歸王化ともありて、日本製の熟語ではない。故に鐵塔の文は當時の原文であつて大師の意譯したものではない。

扱て東蕃とは朝鮮を指したものであるが高麗の事であるか、百濟の事であるか、高宗時代には兩方ともに征伐したのであるから孰れであるかを定めねばならない。

高宗時代に於ける高麗征伐は前後二回ある。前回は龍朔元年齊明天皇七年一三二二(二年)の事、後回は麟德二年(天智天皇稱制四年一三二五)六月に始まり總章元年(天智天皇即位元年一三二八)に滅亡した時の事である。鐵塔の建設は麟德二年(一三二五)九月の事であるから、伴東蕃を高麗とすれば後回は餘りに月次が迫り近づいてゐる故、前回の時の事とせなければならぬ。試に新舊唐書資治通鑑東國通鑑等に據りて、其の事實を検するに、龍朔元年四月、任雅相契苾何力蘇定方蕭嗣業等三十五軍が水陸より道を分ちて並に進み、八月に蘇定方は高麗の軍を沮江に破り、屢々戦うて皆捷ち、遂に平壤城を圍んだ、九月に契苾何力は鴨

綠江の氷の合するに乗じ江を渡りて大に高麗の軍を破り、追撃數十里に及んだ翌二年(三二二)二月唐將龐孝泰は高麗と蛇水の上に戦うて軍敗れて戦死し、蘇定方は平壤城を圍んでゐたが、久しく下らず、殊に大雪に際會した爲に圍を解いて軍を班した次第である。かくの如く高麗は其の軍多く敗れ、我が邦に唐の捕虜を送るやうな餘裕もないやうである。我が日本書紀の天智天皇紀を見るに、

七年(三二二)七月蘇將軍與突厥王子契苾加力等水陸二路至于高麗城下。十二月高麗言惟十二月於高麗國寒極凍故唐軍雲車衝棚鼓鉦吼然。高麗士卒膽勇雄壯故更取唐二壘唯有二塞亦備夜取之計。唐兵抱膝而哭銳鈍力竭而不能拔。噬臍之恥非此而何。是歲日本救高麗軍將等泊于百濟加巴利濱而然火焉。灰變爲孔有細響如鳴鏑。或曰高麗百濟終亡之徵乎。

元年(三二二)三月唐人新羅人伐高麗。高麗乞救國家。仍遣軍將據疏留城。由是唐人不得略其南界。新羅不獲輸其西壘。

とある。かく高麗よりの報告竝に請援の事など記されてあるが、捕虜送付の事は見えない。若し果して其の事實があらば書紀に記されてゐない筈はないから、件東蕃は高麗と見ることが出来ない。殊に百濟の方面から考へ合せて見ると尙更以て高麗ではなくて全く百濟を指したものである。

唐の百濟を滅したのは、顯慶五年、我が紀元千三百二十年、即ち齊明天皇の六年七月である。

新唐書の本紀に蘇定方の百濟を平げしを八月十二日庚辰。時に百濟の宗室福信等は僧の道琛と周留城に據りて兵を擧げ、王子豐璋を我邦より迎へ立て、王となし、其の勢非常に強かつたやうである。唐劉仁願紀功碑に左の如く見えてゐる。

周武平殷商奄續叛。漢定西域、疏勒被圍。餘風未殊、久懷草寇。蠻貊之俗、當難□□。況北方逋寇、元來未附。既見離戈、東邁錦纜。西浮。奸孽侏張、仍圖反逆。即有僞僧道琛、僞扞率鬼室福信、出自閭巷、爲其魁首。招集狂狡、堡據任存。蜂屯蟬起、彌山滿谷。假名盜位、單□□軍。墜城破邑、漸入中部。堙井刊木、壞宅焚廬。所過殘滅、略無遺燠。凶威既逞、人皆脅從。布柵連營、攻圍留連。雲梯俯瞰、地道旁通。擊石飛矢、星奔雨落。晝夜連戰、朝夕憑陵。自謂興亡繼絕。

福信等の勢の如何に強盛であつたかは思ひやられる。三國史記の百濟本紀の義慈王の傳に、

武王○義慈王の父從子福信嘗將兵。乃與浮屠道琛據周留城叛、迎古王子扶餘豐嘗質於倭國者、立之爲王。西北部皆應。引兵圍仁願於都城。

とあり、我が日本書紀の齊明天皇紀六年の條には最も詳に此の時の事を叙してある。

九月己亥朔癸卯、○五百濟遣達率國名沙彌覺從等來奏曰、今年七月、新羅恃力作勢、不親於隣、引構唐人、傾覆百濟。君臣總俘、略無噍類。

或本云、今年七月十日、大唐蘇定方率船師、軍尾資之津、新羅王春秋智率兵馬軍于怒受利之山相戰三日、陷我王城。

同月十三日、始破王城、怒受利山、百濟之東境也。於是西部恩率鬼室福信、赫然發憤、據任射岐山、或本云、北達率餘自進中部、任劍利山。

久麻怒利城或本云都々岐留山各營一所誘聚散卒。兵盡前役故以枯戰。新羅軍破百濟奪其兵。既而濟兵翻銳。唐不敢入。福信等遂鳩集同國共保王城。國人尊曰佐平福信佐平自進。

唯福信起神武之權與既亡之國。冬十月百濟佐平鬼室福信遣佐平貴智等來獻唐俘一百餘人。今美濃國不破片縣二郡唐人等也。又乞師請救拜乞王子余豐璋曰或本云佐平貴唐

人率我螫賊來蕩搖我疆場覆我社稷俘我君臣百濟王義慈其妻恩古其子隆等其臣佐平子福國并破孫登等凡五十餘秋於七月十三日為蘇將軍所捉而送去於唐國蓋是舞故持兵之餽乎而百濟國遙賴天皇護念更鳩集以成邦。方今謹願迎百濟遣侍天朝王子豐璋將為國主云云。詔曰乞師請救聞之古昔。扶危繼絕著自恒典。百濟國窮來歸我以本

邦喪亂靡依靡告枕戈嘗膽必存拯救。遠來表啓志有難奪。可分命將軍百道俱前雲會雷動俱集沙喙翦其鯨鯢紆彼倒懸宜有司具為與之以禮發遣云云。送王子豐璋及妻子與其叔父忠勝等其正發遣之時見于七年或

本云天皇立豐璋為王立塞上為輔而以禮發遣焉十二月丁卯朔庚寅○廿天皇幸于難波宮。天皇方隨福信所乞之意思幸筑紫將遣救軍而初幸斯備諸軍器。

七年夏四月百濟福信遣使上表乞迎其王子紇解。釋道顯日本世紀曰百濟福信獻書祈其君紇解於東朝或本云四月天皇遷居于朝倉宮

元年○天智天皇春正月辛卯朔丁巳○廿賜百濟佐平鬼室福信矢十萬隻絲五百斤綿一千斤布一千端韋一千張稻種三千石。三月庚寅朔癸巳○四賜百濟王布三百端。夏五月大將軍大錦中阿曇比邇夫連等率船師一百七十艘送豐璋等百濟國。宣勅以豐璋等使繼其位。

又予金策於福信而撫其背褒賜爵祿。于時豐璋等與福信稽首受勅。衆為流涕。書紀の此の條は福信が義兵を擧げ豐璋を迎へ我が應援を得た始末を明にしたものである。

取分け唐俘一百餘人を獻じた事は全く鐵塔の文と一致してゐるものである。して見れば件東蕃とあるのは百濟の事で被賊擒とあるのは福信の軍に敗られて捕へられたことであることは疑ふべき所がなからう。

鐵塔の文に王行則とあるのは如何なる人であるか知ることが出来ないが勅を奉じて東蕃を征すとの文に據つて考ふれば一方の大將であつたと思はれる。或は百濟滅亡の年の九月に熊津都督となつて百濟に來た左衛中郎將の王文度の事ではあるまいか。王文度の事は新舊唐書唐會要資治通鑑三國史記東國通鑑東史綱目に叙せられてあるが孰れも蘇定方が百濟を平げ其の地を分ち熊津馬韓東明等の五都督を置きて各々州縣を統べしめ其の會渠を立て、都督刺史縣令となした事を叙した次に記されてある。今新舊唐書と東國通鑑とを擧げよう。

〔舊唐書〕命右衛將軍王文度爲熊津都督總兵以鎮之。略中文度濟海而卒。百濟僧道琛舊將福信率衆據周留城以叛遣使往倭國迎故王子扶餘豐立爲王。其西部北部竝翻應之。

時郎將劉仁願留鎮於百濟府城。道琛等引兵圍之。帶方刺史劉仁軌代文度統衆。唐會要郎將王文度爲都統總兵以鎮之とある。

〔新唐書〕命郎將劉仁願守百濟城左衛郎將王文度爲熊津都督。九月定方以所俘見詔釋不誅。略中文度濟海卒。以劉仁軌代之。璋從子福信嘗將兵乃與浮屠道琛據周留城反迎故王子扶餘豐於倭立爲王。西部皆應。引兵圍仁願。龍朔元年仁軌發新羅兵往救。道琛立

二壁熊津江。仁軌與新羅兵夾擊之。○三國史記 ほぼ同じ。

〔東國通鑑〕 命郎將劉仁願以兵一萬留鎮泗泚城。百濟餘兵入泗泚謀掠生降者。仁願與

新羅人擊走之。濟兵退上泗泚南嶺堅柵屯聚伺隙抄掠百濟遺衆。反應者二十餘城。帝

遣左衛中郎將王文度爲熊津都督至三年山城暴卒。○本條は九月の末 十月の前にある。

新舊唐書等の示す如く百濟鎮撫のため劉仁願は百濟の府城を守り王文度は熊津都督を命ぜられたのである。百濟の府城は泗泚城のことと今忠清道の扶餘縣である。熊津都督府の所在は今の忠清道の公州で扶餘縣とは朝鮮里數二十四里程の東にある處である。海東釋史續の地理考の山水の條に錦江或稱熊津江白江白馬江。鎮書謹案白江日本書作白村江。日本書紀云天智二年 興唐兵戰于白村江。今之白馬江也。今白馬江上流曰熊津。而唐書所稱熊津乃在白江下流。此即古今稱號之異歟とあるが熊津江に臨んでゐたから熊津都督府の名が起つたのであらう。唐より海を渡りて百濟に向ふものは熊津江に入るを例としてゐる。舊唐書の蘇定方の傳には顯慶五年一三二〇蘇定方引兵自成山濟海至熊津江口百濟傾國來拒とあり成山は今の山東省文登縣の海濱にある成山である。又百濟の傳には龍朔元年一三二二劉仁願奏請益兵詔發淄青萊海之兵七千人遣左威衛將軍孫仁師統衆浮海赴熊津以益仁願之衆ともあつて孰れも山東の海より發航して熊津江に入つてゐる。王文度の濟海而卒とあるのは、何れの邊で死去したのか詳にするを得ないが渡海赴任して勿々の間に死んだものらしい。劉仁願は早く福信に圍まれ熊津江口は福信の軍の扼する所となつてゐたから王文度は熊

津都督府まで到着したか否かは判らない。寧ろ熊津江口で福信の軍に破られて死亡したと見た方が、唐書の「濟海而卒」の文意に適ふやうである。それを鐵塔の文に「没落」と書いたので、同船一百餘人俱被賊擒とあるのは、其の時の捕虜であつたやうに思はれるから、王行則は即ち王文度であると推定されるのである。

但し東國通鑑には、王文度は三年山城に至つて暴に卒したとしてゐるが、新增東國輿地勝覽東國文獻備考に據れば、三年山城は今の忠清道の報恩縣の東五里にある城で、熊津都督府よりは朝鮮里數で少くも三十里東北の奥に在る處である。王文度は熊津都督府を通り過ぎて、遠く三年山城に赴く筈はない。然るに東史綱自に至つては、愈々事實を附會して、綱文に「唐以王文度爲熊津都督尋卒」と書し、其の目に「唐以王文度爲都督撫百濟餘衆。新羅王聞之、至三年山城。王文度傳詔。忽疾作暴卒。從者攝位卒事」とある。熊津都督府に着いたか否さへ疑問であるのに、三年山城に赴いたといふことも既に奇怪である上に、又新羅王に詔を傳へたなど、は小説たるを免れない。當時の形勢上より將た新舊唐書の文章上より推考すれば、王文度は熊津江口で没落したもので、即ち鐵塔の文の王行則であると見るも無理ではあるまいと思ふ。

更に名字の上より見れば、行則は文度の字ではあるまいか。唐の桓彥範が士則と字した如く、範と則度と則、竝に相諧つてゐるやうである。明人ではあるが、沈度は民則と字してゐた事は、明史の文苑傳に見えてゐる。是も度と則とを名字に分けたものである。殊に不文の

手に成つた拙劣の文とは云へ、奉勅の大將の名を呼びばなしにするといふことは當時の情状としてはあるまじき事であるから、行則は字であるに相違ない。かく考へ來ると王行則は即ち王文度であると思ふのである。

鐵塔の文の解説考證は右の通であるが兎に角唐の捕虜獻上の事は新舊唐書を始め朝鮮の史傳には見えないで獨り我が日本書紀に其の事實を留めてゐるのみである。處が不思議にも大師の書き留めて置いた此の山東の古碑が簡短ながらも亦其の事を傳へてゐるのは我が光輝ある國史に一大反映をなしてゐる感がある。尙此處に辨明し置かねばならぬ事がある。それは唐の捕虜獻上の事は、日本書紀に三ヶ處に記されてある事である。一は齊明天皇六年庚申(三三二〇)の條。二は其の翌七年辛酉(三三二一)の條。三は天智天皇二年癸亥(三三二三)の條である。庚申の條は既に上文に引いて置いた通である。七年辛酉の條は、年末の註に記されてあるもので、其の文に

日本世紀云十一月、福信所獲唐人續守言等書紀集解に撰天智天皇二年紀及釋作至于筑紫。
或本云、辛酉年、百濟佐平福信所獻唐俘一百六口、居于近江國壘田。庚申年既云福信獻唐俘。故今存注。其決焉。

とある。天智天皇の二年癸亥の條は

是月、佐平福信上送唐俘續守言等。

と見える。かく三處に見えることは重複か錯誤かであるまいかとの疑惑を起さしめない

でもない。併し書紀編纂者が庚申の年に叙したのは、據る所があつたものであらう。又辛酉の年に繋げた日本世紀も、當時親しく三國の事を見聞してゐた高麗の僧道顯の著であるから、容易に否定することも出来ない。現に書紀の編纂者も、存注、其決焉と附書して讀者の判斷にまかせ、編纂者自身も既に疑案としてゐた位である。然るに今此の鐵塔の文の解説が上述の如しとすれば、優に此の疑團をも釋くことが出来るのである。

それは百濟の福信が佐平貴智を我邦に差遣して唐の捕虜を獻じ、且つ援兵を乞ひ王子豊璋を迎へたのは、庚申の十月で、丁度其の前月に王行則が没落し、同船一百餘人が捕虜となつた譯であるから、福信の獻上したのは、其の捕虜兵であつたに相違ない。して見れば、唐の捕虜獻上の事が、庚申の年に繋けられてゐるのは、其の實を得てゐるものである。併し庚申の年は、獻上の目錄に止まり、實際捕虜の我が邦に來たのは、翌辛酉の年の十一月であつたらう。我が邦に輸送の遅くなつたのは、何等かの理由があつたのであらうが、兎に角其の筑紫に來たのは、辛酉十一月であつたから、日本世紀及び或本に辛酉の年とした所以であらう。此の捕虜が筑紫に留められてゐたが、首都大和の飛鳥に上り來たのは、癸亥の年の二月であつた。是が天智天皇の二年二月に、上送唐俘の紀事ある所以である。此の捕虜が更に美濃近江等に配置せられたものであるから、書紀は庚申の年の條に、今美濃國不破片縣二郡唐人是也と云ひ、或本に「居于近江國壘田」と云つてゐるのは、皆後の事を類叙して置いたのである。それ故に三處に繋げられてゐるも、重複でなければ錯誤でもない。かく判斷を下すことの出來

るは全く鐵塔の文があるからである。

要するに此の鐵塔の文は百濟滅亡史上に一新史料を與へ我が國史の確實なるを證明すると同時に千古の疑案をも解決すべきものである。斯る有力の文を巡禮記中に書き残した大師の嘉惠は感謝せざるべからざる事である。

第二 我が邦と唐とに關係を有した新羅の重臣張寶高の事。張寶高の事は三國遺事三國史記東國通鑑東史綱目に載せ我が續日本後紀にも見はれ宋祁の新唐書の百濟傳末に寶高の事を叙して晉の祁奚唐の郭子儀にも比すべきものであると激稱してゐる。張寶高は正しく新羅史上の重要な位置を占めた一人物である。大師は張寶高と其の時を同じくし、巡禮記中には張寶高に關係した紀事は尠くない。其の紀事は張寶高の傳を補ふに足るのみでなく、日唐新羅三國の關係史の資料ともせらるべく、三國史記東國通鑑等の誤をも正すことも出来る。先づ張寶高の名字に就いて之を見よう。

三國史記には本紀に「清海鎮大使弓福、姓張氏、保阜一名」と書し列傳に「張保阜羅紀作弓福」と書してある。三國遺事には「弓巴」と書し東國通鑑には「保阜少字弓福」と書してゐる。獨り續日本後紀は張寶高に作つてある。保阜と寶高とは同音の文字で孰れが本字であつたかは判らないが、弓福の字面に照して考へれば特に佳字を選びて寶高としてゐたもののやうに思はれる。或は始めには保阜の字を用ひ後には寶高に改めたものであるかも知れぬ。處て大師の巡禮記には續日本後紀と同じく張寶高に作つてある處より見れば、當時寶高の字を用ひてゐ

たに相違なり。

張寶高が新羅に一大勢力を有するに至つたのは、清海鎮の大使となつたからである。大使となつた來歴は、三國史記東國通鑑に左の如く記されてある。

興德王三年夏四月、清海鎮大使弓福姓張氏、保舉一名入唐徐州爲軍中小將。後歸國謁王、以卒

萬人鎮清海。清海今之莞島。三國史記本紀

保阜還國謁大王曰、遍中國以吾人爲奴婢、願得鎮青海、使賊不得掠人西去。清海新羅海

路之要、今謂之莞島。大王與保阜萬人。此後海上無鬻鄉人者。三國史記列傳

夏四月興德三年、以張保阜爲清海鎮大使。保阜少字弓福。入唐爲徐州軍小將。後歸國告

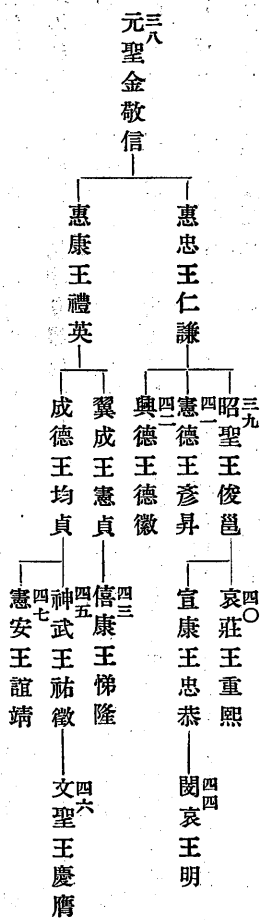
王曰、中國人往往掠吾邊民、以爲奴婢、可羞之甚。願鎮清海、使不得虜掠。王與卒萬人鎮之。

是後海上無侵掠國人者。清海即海路之要。東國通鑑

清海鎮は今の全羅道の康津縣の南に在る莞島である。東國輿地勝覽の全羅道康津縣の古跡の條に、清海鎮在莞島中。新羅時置、以弓福爲大使。文聖王時、福叛、罷鎮、徙其人於碧骨郡とあり。山川の條に、莞島在縣南海中六十里、周二百九十里、詳海南縣とあり、海南縣の山川の條に、莞島在縣南四十里、周二百九十里、即新羅清海鎮、其西南屬于縣、東北屬康津縣とある。清海は當時に於ける日唐船舶の往來の要衝に當り、張寶高をして新羅の内亂を靖め、日唐の兩國にも手を伸さしめたのは根據を此處に置いたからである。

興德王薨じて後四年の間、王族は互に位を争うて内亂が絶えなかつた。今、王族の系圖を

掲げ、内亂の始末を略述して、張寶高が如何なる地位に在つたかを示さう。



第四十二代の興徳王の薨じたのは、我が承和三年一四九六唐の開成元年のこととて、其の従弟の均貞と、憲貞の子の悌隆とは、立つて君とならんことを望み、侍中の金明は悌隆を奉じ、阿漚祐徽は金陽と共に其の父均貞を奉じ、一時内に入りて相戦つたが、金陽は箭に中り、祐徽は逃げ走り、均貞は殺されたから、金明等は勝利を得て、悌隆は位に即くことが出来た。之が第四十三代の僖康王である。僖康王の二年一四九七に、祐徽は禍の及ばんことを懼れて清海鎮に赴き、張寶高に身を寄せて讎を復せんことを謀つてゐた。翌年一四九八正月に、金明等は更に兵を興して亂をなし、僖康王の左右を害したから、僖康王も逃るべからざるを知り、自ら宮中に於て縊れ死した。そこで金明は自ら立つて王となつた。之が第四十四代の閔哀王である。二月に、金陽は義兵を擧げんため清海鎮に入りて祐徽を迎へ、寶高に應援を請うた。寶高も其の義擧を賛し、其の友鄭年に兵五千人を分ちて之を助けしめた。翌年一四九九の

閏正月に至り、閔哀王の軍は大に敗れ、左右も散じ、王は遂に兵士に害せられた。四月に、祐徵は入りて王位に即いた、之が第四十五代の神武王である。神武王は其の子慶膺を太子とし、張寶高を封じて威義軍使とし、實封二千戸を食ましめた。是が我が承和六年一四九九唐の開成四年の事である。神武王は年を踰えずして薨じ、太子の慶膺嗣ぎ立つた、即ち第四十六代の文聖王である。神武王の宿志を遂げ王位に即き、爾來國內の平靜に歸したのは、全く張寶高の力である。故に東國通鑑の編者も、保阜嘗仕于唐、杜牧著論稱保阜之賢、比之郭汾陽、宋祁撰唐書亦取之、以祈奚汾陽並稱其磊落奇節、必有大異於人者矣、其鎮清海也、神武逃難、出亡往依、是以圖興復、及神武舉義、反正之日、誅亂討賊、弘濟艱難者、大抵皆保阜捍衛之力、其隆功偉烈、何如是之盛也、と稱讚してゐるのは、必ずしも過稱ではない。

大師の巡禮記に張寶高が兵を出して神武王を助け、將た王位に即かした事の傳聞を記し、開成四年四月二日の條には、

第二船頭長岑宿禰申云、大珠山計當新羅正西。若到彼進發、災禍難量。加以彼新羅與張寶高○高本と亮に作るは誤寫なり、六月七日と同廿八日との條は現に高に作る故に今改む、次の廿日の條も亦同じ。與亂相戰。得西風及乾坤風定、著賊

境。

とあるが、四月には内亂も平ぎ、神武王も位に即ける時である。長岑宿禰は未だ其の事を知らなかつたから、かく云つたのであらう。併し新羅の戰亂が、如何に内外に響いてゐたかといふことは、是で判定することが出来る。四月二十日の條には

廿日早朝新羅人乘小船來。便聞張寶高與新羅王子同心罰得新羅國。便令其王子作新羅國王子。此の子の字は衍文。恐らくは行文。既了。

とある。王子とは神武王祐徵の事である。又同月二十四日と六月廿四日との條に。

又聞大唐天子爲新羅王子賜王位。差使擬遣新羅排比其船兼賜祿了。四日の條

廿八日大唐天子差入新羅慰問新即位王之使青州兵馬使吳子陳崔副使王判官等卅餘人

登來寺裏相看。六月の條

とある。新羅王の newly 立つた時に、唐より使を遣りて新羅王に冊命することが恒例で、三國史記東國通鑑に毎に其の事を叙してゐる。右の巡禮記の文に據れば唐は神武王に對しても冊命慰問の使を差遣せんとしてゐたのである。唐がかく早く神武王を承認したのは張寶高の斡旋の力があつたのであらうと推測される。偶々神武王の七月に薨じたに因つて其の事が中止となつたから、新羅の記録にも残らなかつたのであらうが、大師の此の文で唐の朝廷と神武王とが如何なる關係になつてゐたかを知ることが出来る。

張寶高は清海鎮の大使として、新羅の一大重鎮であつたのであるが、唐の方面にも活動して勢力財力の扶植を圖つてゐたらしい。巡禮記の開成四年(一四九九)六月七日の條に、

七日午時乾風吹。舉帆進行。未申之際、到赤山東邊泊舟。乾風大切。其赤山純是巖石高秀處、即文登縣清寧鄉赤山村。山裏有寺、名赤山法花院。本張寶高初所建也。長田本字に長を張の。有庄田以充粥針。其庄田一年得五百石。冬夏講說、冬講法花經、夏講入卷金光

明經長年講之。南北有巖峯。水通院庭從西而東流。東方望海遠開南西北方連峰作壁、但坤隅斜下耳。當今新羅通事押衙張詠及林太使王訓等專勾當。

とある。此の赤山裏の赤山法花院は或は赤山院とも、或は赤山新羅院とも呼ばれてゐるが、是が張寶高の建立に係かるもので寺領も多く、名僧も住し、講説儀式を行ふときには隨分盛大を極め、正月元日の法華會の時は集會の男女は二百五拾餘人にも及んだ事は巡禮記に記されてある。此一大寺院の建立と維持の寺領との上より見れば寶高が豪富の人で、勢力を唐の山東の一角に張つてゐたことが想ひやられる。殊に唐に向つて貿易をも營んでゐた。巡禮記の同年六月廿七日と廿八日との條に左の如く見える。

廿七日、聞張大使交關船二隻到且山浦。或佛書刊行會本に且

廿八日夜頭張寶高遣大唐寶物使崔兵馬司來寺慰問。寶物使とは方物を齎す使である買物使は方物を買する使である、孰れでも通ずる新羅が他國と通商する時には其の朝廷に方物を獻ずるものが例である、我が邦に對した時も同様であることは下條に見える兵馬司の司は使と通じたものであらう。

所謂交關船とは貿易の船である。張寶高は崔兵馬使を遣はして方物を買せしめ、將た通商貿易せしめたものである。

大師の此の文に據りて、吾人に聯想させるものは、張寶高が我が邦にも手を伸して貿易せんとした事である。續日本後紀の承和七年(唐の開成五年、一五〇〇)十二月の末に

太宰府言藩外新羅臣張寶高纂註に寶原作室從丁遣使獻方物。即從鎮西追却焉。爲人臣無境外之交也。

とあり、翌八年二月二十七日の條に、

戊辰^{七廿}太政官仰太宰府云、新羅人張寶高[○]、○纂註に實原作室從、去年十二月進馬鞭等。寶高

是爲他臣敢輒致貢。稽之舊章、不合物宜、宜以禮防閑、早從返却。其隨身物者、任聽民間、令

得交關。但莫令人民違失沽價、競傾家資。亦加優恤、給程糧、並依承前之例。

とあり、又九年正月十日の條に、

去年廻易使李忠揚、圓等所賣貨物、乃是部下官吏及故張寶高子弟所遺^{○中}。寶高存日、爲買

唐國貨物、以施付贈、可報獲物、其數不[○]。前後略す、文は下に出す

と見ゆるのがそれである。若し此の續日本後紀の文と巡禮記の文とを對照比考したならば、張寶高の如何に三國の間に雄飛活躍してゐたか、明瞭なるものがある。

更に大師と張寶高との關係を見るに、兩人の間には直接の交際はなかつたが、其の兵馬使

の崔氏とは、一面の識もあり、殊に懇切にせられたから、崔氏を通じて寶高に手紙を贈つたこ

とがある。今大師より寶高及び崔氏に贈つた文を擧げよう。巡禮記の開成五年、承和七年、

一五〇〇二月の十七日の條に、

十五日間、崔押船從揚州來、在乳山浦。十七日、爲與崔押船留狀一封、囑者^{○佛書刊行會本}に者與還字同と

りあ 院家兼以書一封、同贈張大使。其狀如左。

披展改歲、德音希聞、勤積増深。春景已暄、伏惟押衙尊體康裕。即此圓仁蒙恩、隔以雲

程不獲覲謁、瞻矚日深、欽詠何喻。圓仁留往山院、多幸過年、厚蒙衆僧仁德、殊感旅情。斯

程不獲覲謁、瞻矚日深、欽詠何喻。圓仁留往山院、多幸過年、厚蒙衆僧仁德、殊感旅情。斯

乃○押○衙○慈○造○矣○。庇○蔭○廣○遠○。豈○以○微○身○能○酬○答○乎○。深○銘○心○骨○。但○增○感○愧○。先○蒙○芳○旨○。開○春○從○
漣○水○專○使○。賜○船○送○達○。淮○南○者○。近○聞○臺○山○靈○跡○。不○任○追○慕○。圓○仁○本○意○。專○尋○釋○教○。幸○聞○聖○境○
何○得○不○赴○。緣○有○此○願○。先○向○臺○岳○。既○違○誠○約○。言○事○不○諧○。深○愧○高○情○。還○恐○所○遣○。使○人○究○致○
劬○勞○。莫○賜○恠○責○。求○法○已○後○。却○歸○赤○山○。從○清○海○鎮○。轉○向○本○國○。伏○望○參○張○大○使○。具○陳○事○情○。
圓○仁○却○廻○。略○計○明○年○秋○月○。若○有○彼○方○人○船○。往○來○請○垂○高○命○。特○令○尋○看○。僧○等○歸○鄉○。專○憑○鴻○救○
不○任○勤○仰○之○至○。謹○留○空○狀○代○申○。不○宜○謹○狀○。

開成五年二月十七日

日本國求法請益傳燈法師位圓仁

崔押衙侍者

南判官尊體萬福。雖未接拳。先已蒙知聞。宛如面覲。伏惟照悉。事情同前。請莫厭辨緣。懷無紙不別書狀。垂恕幸甚。謹空。

生年未祇奉。久承高風。伏增欽仰。仲春已暄。伏惟大使尊體。動止萬福。即此圓仁遙蒙仁德。无任欽仰。爲果舊情。淹滯唐境。微身多幸。留遊大使本願之地。感慶之外。難以喻言。圓仁辭鄉之時。伏蒙筑前大守寄書一封。轉獻大使。忽遇船沈淺海。漂流資物。所付書札。隨波沈落。悵恨之情。無日不積。伏冀莫賜恠責。祇奉末期。但增馳結不情。不の字體明ならず恐字ならん。謹奉狀起居。不宣謹狀。

開成五年二月十七日

慈覺大師の入唐紀行に就いて

日本國求法傳僧傳燈法師位圓仁狀上

清海鎮張大使麾下講空

此の兩通の書狀は、大師が赤山法花院に留住寄食の禮を述べ併せて他日歸朝の際に於ける航海上の便宜を得んために豫め願ひ置いたものであるが種々の證據に資すべきものもある。第一は大師が承和五年(一四九八)發航の前に筑前の太守より張寶高に書狀を寄せんとして大師に托した事である。筑前太守とあるのは、小野末嗣の事であらう。末嗣が筑前の權守であつた事は、續日本後紀の承和四年(一四九八)九月の條に見えてゐる。太守といふことは、漢唐では國郡守を稱するのであるが我が邦では古は親王の任國せられた時の稱で、天長三年(一四八六)九月に、上總常陸上野の三國を以て、親王の任國とし、守を改めて太守と稱することに定められた太政官符が、三代格に見えてゐる。承和と天長とは相距ることも近いから、筑前に太守のあるべき筈はない。大師は漢唐の例に依つて太守と書いたに過ぎない。續日本後紀の承和七年(一五〇〇)正月の條に、從五位下紀朝臣綱麻呂が筑前守となり、四月に綱麻呂が但馬守となりて、從五位文室朝臣宮田麻呂が筑前守となつた事が見えるから、小野末嗣が承和七年の正月まで勤め續けてゐたものであらう。承和四五年の頃に筑前守より張寶高に書狀を寄せしを見れば、彼の名は早く中外に知られてゐたものである。我が國史の上では、上文に引いた通り、續日本後紀の承和七年(一五〇〇)十二月の條末に始めて張寶高の名が見えるのであるが、既に其の以前よりして我が邦に知られてゐた事が、大師の張寶

高に贈つた書狀で證明することが出来る。

第二に三國史記の本紀には開成四年我が承和六年一四九九年神武王位に即き、張保臯を封じて威義軍使とし、實封二千戸を食ましむとあり、張保臯列傳には、聞王弼國亂無主、保臯分兵五千人與鄭年持、年手泣曰、非子不能平禍難、年入國誅叛者立王、王召保臯爲相、以年守清海、とありて本紀とは異なる。東國通鑑は本紀に同じ、其の注に列傳の説を載せてある。今大師の書狀に據れば、開成五年には張寶高は依然として清海鎮の大使であつて、宰相とはなつてゐない。鄭年の代りて大使となつたといふことは全く謬傳である。大師の書狀は此の謬傳を質すことが出来る。

大師は張寶高に書狀を贈つたが、其の中に寶高が死し、竟に會晤はせなかつた。崔氏の方は歸朝の際に再會した。崔氏と知り合つたのは、開成四年即ち承和六年一四九九年の六月で、上文にも引いた巡禮記の二十八日夜崔兵馬司來寺慰問とあるのはそれである。其の時崔氏は初對面であるにも拘はらず、非常の好意を拂ひ、大師は其の頃までは、台州の天台山に參る心算であつたから、求法の後は、一緒に日本に往かう來春になれば船を差向けるから、淮南まで來いと口の約束までも出來てゐたらしい。處で大師は天台山に參ることを止めて、五台山に赴くことに變更したから、其の事を報じ、併せて明年歸國の際に於ける船の事をも依頼する爲に、右の書狀を出した譯で、先蒙芳旨、開春從漣水專使賜船、送達淮南者、近聞臺山靈跡、不任追慕、略幸聞聖境何得不赴、緣有此願、先向臺岳、既違誠約、言事不諧、深愧高情、還恐所遣使

人空致勸勞などの文がある所以である。此の後兩方とも音問を絶つてゐたが、會昌五年即ち承和十二年（一五〇五）七月、大師歸朝の途に就いた時に、楚州今の江蘇淮安府山陽縣治を過ぎ、泗州漣水縣今の江蘇淮安府安東縣の北に到つた。漣水縣は新羅坊の在つた所で、夫の張實高の友たる鄭年も此處に寄寓してゐたことがある。大師は新羅坊に入つて崔氏に面會した。巡禮記に其時の事を記して、

七月九日、齋時に漣水縣縣屬泗緣楚州譯語有書付送漣水鄉人所囑令安存兼計會留

鈎之事。仍到縣先入新羅坊。坊人相見、心不慙懃。就惣管等苦覓識認、每事難爲偶。崔

暈第十二郎曾爲清海鎮兵馬使、在登州赤山院時一度相見、便書名留期云、和上求法歸國之

時事須將此名紙到漣水。暈百計相送同往日本。相斯佛書刊行會本に斯恐期字と注せり從ふべし之後、其人又歸

到新羅遇國難逃至漣水往。今見便識。情分不疎、竭力謀停住之事、苦覓識認管佛書刊行會本に管上恐脫總字と注せり從ふべし等俛仰計之。仍作狀入縣見長官、請停泊當縣新羅坊內、覓船歸國。長官相

見哀恤、喚祇承人處分、令勾當茶飯飲食、且令將見。長官問云、新羅坊裏曾有相識否。答曰

緣開成四年日本國朝貢使從楚州發歸國時皆於楚州及當縣抽入的令有相識。長官處分

祇承人云、領和上到新羅坊、若人識認、即分付取領狀來。若無人認、即却領和上來。便共使

同到坊內。惣管等擬領、別有專知官不肯。所以不作領狀。却到縣中。長官判權在大善

寺安置。三日住歇。崔十二郎供作主人、得縣牒及遞送人、向州發去。崔十二郎雇船排比

路、粮坑壘菜蔬等一切周備、便相別。云弟子有心欲得留和上、從此發送歸國、緣衆人不肯及

路、粮坑壘菜蔬等一切周備、便相別。云弟子有心欲得留和上、從此發送歸國、緣衆人不肯及

官家牒已了、努力不及、不遂本心。秋後自擬到登州界。方冀相訪云云。

とあり、崔氏が大師に對して如何に懇款の摯情を盡したかは文字の表に溢れてゐる。

張寶高の死した年代に就いては、三國史記東國通鑑東史綱目等と、我が續日本後紀とは大に異なつてゐる。是も亦辯じよかねばならない。三國史記に左の如く見える。

文聖王三年秋七月、唐武宗冊王爲開府儀同三司檢校大尉使持節大都督鷄林州諸軍事兼持節充寧海軍使上柱國新羅王、妻朴氏爲王妃。

四年春三月、納併淩魏昕之女爲妃。

七年春三月、欲娶清海鎮大使弓福女爲次妃。朝臣諫曰、夫婦之道、人之大倫也。故夏以塗

山與般以嬖氏昌、周以褒姒滅、晉以驪姬亂、則國之存亡、於是乎在。其可不慎乎。今弓福海

島人也。其女豈可配王室乎。王從之。○東國通鑑には此の下に、初神武王投清海與保、

八年春、清海弓福怨王不納女、據鎮叛。朝廷將討之、則恐有不測之患、將置之、則罪不可救。

憂慮不知所圖。武州人閻長者、以勇壯聞於時。來告曰、朝廷幸聽臣、臣不煩一卒、持空拳以

斬弓福以獻。王從之。閻長伴叛國、投清海。弓福愛壯士、無所猜疑、引爲上客、與之飲、極歡

及其醉、奪弓福劍、斬訖、召其衆說之。伏不敢動。

東國通鑑も東史綱目も略々三國史記の文に同じい。是に據れば寶高の斬殺せられたのは、文聖王の八年唐の會昌六年、我が承和十三年（一五〇六）の春の事である。然るに續日本後紀の承和九年（一五〇二）正月十日の條に、左の如く叙せられてある。

乙巳日^十新羅人李少貞等卅人、○纂註に、卅原作卅諸到著筑紫大津、太宰府遣使問來由、

頭首少貞申云、張寶高死、其副將李昌珍、○李本と李に作る國史大系本等欲叛亂、武珍州別駕

閻文、○纂註に、別駕原作別賀從、矣本とあり、又國史大系本の標注に、閻文、三條本細本作閻文、下同與兵討平、

今已無虞、但恐賊徒漏網、忽到貴邦擾亂黎庶、若有舟船到彼、不執文符者、並請切命所在、

推勘收捉、又去年廻易使李忠揚圓等所賣貨物、乃是部下官吏及故張寶高子弟所遺、請

速發遣、仍賣閻文上筑前國牒狀參來者、公卿議曰、少貞曾是寶高之臣、今則閻文之使、

彼新羅人其情不遜、所通消息、彼是不定、定知商人欲許交通、巧言攸稱、今覆解狀云、李

少貞賣閻文上筑前國牒狀參來者、而其牒狀無進上宰府之詞、無乃可謂合例、宜彼牒

狀早速進上、如牒旨無道、附少貞可返却者、或曰、少貞今既託於閻文、將掠先來李忠揚圓

等謂去年廻易使李忠等所賣貨物、乃是故寶高子弟所遺也、請速發遣、今如所聞、令李忠

等與少貞同行、其以迷獸投於餓虎、須問李忠等若嫌與少貞共歸、隨彼所願、任命遲速、又

曰、李忠等廻易事畢、歸向本郷、逢彼國亂、不得平著、更來筑前大津、其後於呂系等化來云、已

等張寶高所攝島民也、寶高去年十一月中死去、不得寧居、仍參著貴邦、是日前筑前

國守文室朝臣宮田麻呂、○纂註に、前字依丁取李忠等所賣雜物、其詞云、寶高存日、爲賀唐國

貨物、以純付贈、可報獲物、其數不尠、正今寶高死、無得物實、因取寶高使所賣物者、縱境

外之人、爲愛土毛、到來我境、須欣彼情、令得其所、而奪廻易之便、絕商賈之權、府司不加勘駁、

○纂註に、勘駁疑勘駁とあり、肆令并兼非失、買客之資深表、無王憲之制、仍命府吏所取雜物、細碎勸給、且

言兼又支給糧食放歸本郷○纂話に三議不言所載可蓋有
關文也とあるは或は然らん

此の續日本後紀に見ゆる所ては寶高の死は我が承和八年(一五〇一)即ち唐の會昌元年新羅の文聖王の三年十一月て三國史記などに記せるものよりは五年前の事である。

續日本後紀は當時の牒狀を根柢として編纂せられたものであるから其の確實なことは多言を要せない。納女違約の問題も文聖王の即位後三年の間に在つたものとすれば至當の事である。三國遺事に神武大王潜邸時謂俠士弓巴曰我有不同天之讎。汝爲我除之。獲居大位則娶爾女爲妃。弓巴許之協心同力舉兵犯京師能成其事。既篡位欲以巴之女爲妃。羣臣極諫曰巴側微。上以其女爲妃則不可。王從之。時巴在清海鎮爲軍成。怨王之違言欲謀亂○下とある。神武王自身の妃とするやうに書いてあるのは誤であるが即位後間もなく妃となさんとしたやうに書かれてあるのは寧ろ事實に近き方である。夫の三國史記などが四年に魏昕の女を妃とし七年に至りて始めて張寶高の女を納れて次妃となすの議をなしたとしてゐるのは約束履行の上から考へても重臣寶高に對する取扱上から見ても事情に遠いものとせなければならぬ。三國史記等の張寶高の死を八年に繋けてゐるのは全く謬である。

大師の巡禮記は此の寶高死去の年代の問題に對しても有力な旁證を與へた。會昌五年七月九日の條に、

崔暈第十二郎曾爲清海鎮兵馬使。在登州赤山院時一度相見○中其人又歸到新羅遇國

慈覺大師の入唐紀行に就いて

難○逃○至○漣○水○住○○前後略す全
文は前に收む

とある中の「遇國難」とは即ち寶高の殺された事を謂ふのである。續日本後紀に「李忠等廻易事畢歸向本郷逢彼國亂不得平著」とか「己等張寶高所攝島民也寶高去年十一月中死去不得寧居」と云ふ類とは文の繁簡こそ異なれ同一の事實を意味してゐるものである。崔氏の漣水縣に逃げ來たのは會昌の一二年即文聖王の三四年頃で在つたに相違ない。巡禮記の文は宛然と三國史記等の非を糾し續日本後紀の正を彰にしてゐるものである。以上左證右考した通り巡禮記の紀事は三國關聯の史實に對しても多大な新材料を付與してゐる。此等の點のみを見ても巡禮記の一書は史料として至重至貴の一大價値を有してゐるものと謂はなければならぬ。

(未完)

朝鮮廢四郡考(上)

瀨野馬熊

- 一 緒言
- 二 慈城郡
- 1 郡治の位置
- 2 疆域